

裁判官会議（第五五回）議事録

昭和二十七年十二月三十日（土曜日）

裁判官会議室において、午前十時二十分開議

出席員 田中長官、霜山、栗山、真野、小谷、島、斎藤、藤田、岩

松、河村、谷村、小林、本村、入江各裁判官

田中長官議長席につく。

議事

一 昭和二十八年度における司法行政事務に関する長官代理順序案について

三宅秘書課長より別紙案につき説明あり、これを可決する。

二 昭和二十八年度最高裁判所小法廷裁判官配置代理順序、事務分配及び開廷日割案について

岡部延謀行より別紙案につき説明あり。これを可決する。

三 昭和二十八年度裁判所書記官の配置案について

岡訟廷課付より別紙案につき説明あり、意見交換の後、これを可決する。

井上裁判官出席

四 日本弁護士連合会からの調査依頼について岡訟廷課付より昨日別紙のとおり日本弁護士連合会に提出した旨報告する。

五

裁判官及び司法修習生の勤勉手当支給基準案について鈴木人事局長より別紙案につき説明あり、意見交換の後、これを可決し、予算上の剰余については、地方、家庭所長に配分することとし、年末の特別の手当（一般職については超勤形式）は裁判官については一律とすることとする。

なお、岸上経理局長より特別手当にあてる財源、大蔵省の方針等につき、鈴木人事局長より俸給の特別調整と裁判官の報酬との関係に関する大蔵省との交渉につき説明する。

六

裁判所予備経費の使用について岸上経理局長より別紙に基き標記につき説明あり、これを承認する。

七

最高裁判所裁判事務能率化方策（案）について國根民事局長兼行政局長より別紙案につき説明あり、意見交換の後、第二項は更に研究することとし、その他につき字句修正の上、これを決定する。

八

最高裁判所裁判官会議規程の一部を改正する規程案について三宅秘書課長より別紙案につき説明あり、これを可決する。

九

人事について鈴木人事局長より別紙に基き裁判官の任命案及び退官死亡につき説明並びに報告あり、前者を可決し、後者を了承する。

なお、岡局長より京都家庭裁判所長の退官に伴う後任案につき説明あり、意見交換の後、[REDACTED]を京都家庭所長

に、

を

に補することとし

午後零時二十五分散会

議長

田中耕太郎



秘書課長

三宅正雄



最高裁判所裁判事務能率化方策(案)

第一 調査官を増員すること。

最近における民事上告事件の増加にかんがみ、民事に関する調査官を増員すること。

第二 小法廷事件の審判の促進をはかること。

民事事を通じ、上告事件が重要事項を含むかどうかの調査は、調査官において一層迅速にし、小法廷においてもこれに^対し原則として三人の裁判官をもって審判すること。

第三 大法廷事件の審判の促進をはかること。

第四 裁判官会議の運営方法を改めること。

一 各小法廷から各一人の裁判官を選出し、長官および右三人の裁判官からなる常置委員会を設けること。

なお、常置委員は、三ヵ月ごとに交替すること。

二 司法行政事務のうち、特に重要なもの、たとえば最高裁判所規則の制定、予算要求案の決定、地方裁判所長、家庭裁判所長以上の人事行政等を除くその余は、常置委員会に取り扱わせ、その結果は、裁判官会議に報告すること。

三 常置委員会は、原則として毎週一回定期（水曜日午後）に開くものとする。

四 裁判官会議は、毎月一回定期（第一土曜日午前）に招集し、緊急の必要のあるときに限り、随時招集すれば足りるものとする。

五 各種会同等における訓示は、特に重要なもの、たとえば定例長官所長会同訓示等を除き、省略し、時宜により長官又は議長の挨拶をもってこれに代えること。

第五 最高裁判所事務総局各局課は、一層最高裁判所の裁判部門に協力すること。

一 各局課は、何時にても、調査官の要求により、調査資料をすみやかに提供すること。

二 各局課に勤務する裁判官より調査官を補充し、又はその兼務を命ずること。

三 各局課に勤務する事務官より各法廷の書記官を補充し、又はその兼務を命ずること。

四 各局課の機構は、予算面を考慮しつつ、再検討すること。

第六 本方策は、昭和二十八年一月一日から実施すること。